

答 申 第 3 2 7 号
平成22年6月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年3月27日付け都計第1092号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第414号

平成20年5月7日付けで異議申立人から提起された、次の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

平成20年3月19日付け都計第5471号

平成20年3月19日付け都計第5475号

平成20年3月19日付け都計第5476号

平成20年3月19日付け都計第5478号

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成20年3月19日付け都計第5471号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）、同日付け都計第5475号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）、同日付け都計第5476号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定3」という。）、同日付け都計第5478号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定4」といい、「本件決定1」から「本件決定4」までを併せて以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉都市モノレールは、1977（昭和52）年、2千億超の巨額建設費でスタート以来、その運営には数多くの問題を抱え、常に厳しい環境にさらされて推移し、今もってその将来には明るさが見られない。
- (2) 千葉市に移管した当該事業の最大の問題である事業の延伸について、市と協議等したとされるものの、極めて重要なその協議、対応等に係る公文書である本件請求文書のその全てが不存在であることなどあってはならなくとも信じられない。
- (3) 県民・市民生活に直結し極めて重大な影響を及ぼす本件延伸計画にあつてはならない必要な当該公文書が作成されていないことなど、決して許されるものではない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、次の開示請求を行った。

- (1) 平成20年2月18日付けで「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会（千葉市都市交通課職員による出前講座）において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。この協議に関する以下の情報
1. 協議開催に至る経緯の分かる文書」の開示を求める行政文書開示請求（以下「請求1」という。）
- (2) 平成20年2月18日付けで「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会（千葉市都市交通課職員による出前講座）において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。また延伸ルートは県立中央

図書館上を通過し県有地を横断する等、景観上多くの問題を含むことも明らかになった この千葉市の提案を受けての貴職の対応に関する以下の情報
5. 県庁職員間での協議を開催するまでの経緯の分かる文書(起案書を含む)」の開示を求める行政文書開示請求(以下「請求2」という。)

(3) 平成20年2月18日付けで「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会(千葉市都市交通課職員による出前講座)において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。また延伸ルートは県立中央図書館上を通過し県有地を横断する等、景観上多くの問題を含むことも明らかになった この千葉市の提案を受けての貴職の対応に関する以下の情報
6. 協議で用いられた全ての情報」の開示を求める行政文書開示請求(以下「請求3」という。)

(4) 平成20年2月18日付けで「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会(千葉市都市交通課職員による出前講座)において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。また延伸ルートは県立中央図書館上を通過し県有地を横断する等、景観上多くの問題を含むことも明らかになった この千葉市の提案を受けての貴職の対応に関する以下の情報
8. 協議における発言を記した会議録」の開示を求める行政文書開示請求(以下「請求4」といい、「請求1」から「請求4」までを併せて以下「本件請求」という。)

2 本件決定について

実施機関は、開示請求に係る行政文書を保有していない(請求に係る行政文書を作成したことがない)ためとして、請求1に対して本件決定1を、請求2に対して本件決定2を、請求3に対して本件決定3を、請求4に対して本件決定4を行った。

3 本件決定を行った理由について

(1) 本件決定1について

千葉県(以下「県」という。)が千葉都市モノレール建設事業(以下「モノレール事業」という。)を千葉市に引き継ぐ平成17年度以前は、県・市連絡調整会議が存在したが、平成18年度以降は、主に引き継いだ後の事務処理についての連絡調整を行うための打合せとして協議を行っていたため、開催通知等は互いに作成していなかったことから不開示決定を行ったものである。

(2) 本件決定2から本件決定4までについて

モノレール事業を引き継いだ後、市と当課及び延伸ルート上にある施設の関係課(千葉県警察本部、千葉県教育庁教育振興部生涯学習課、千葉県立中央図書館、千葉県環境生活部文化振興課及び千葉県県土整備部公園緑地課)は、平成19年9月26日まで延伸に関しての協議を行ったことがなく、9月26日以降の協議内容は計画ルートの説明・確認等であり、景観上の問題についての協議は行わなかったことから、開示請求に係る行政文書は作成されていないため、不開示決定を行ったものである。

なお、「延伸に向けて」の協議に関する情報は、異議申立人が平成20年2月18日に本件請求と同時に行った行政文書開示請求により、平成20年3月19日付け都計第5472号及び第5474号で部分開示決定をし、平成

20年5月23日に写しの交付を行った。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「千葉市に移管した当該事業の最大の問題である事業の延伸について、市と協議等したとされるものの、極めて重要なその協議、対応等に係る公文書である本件請求文書のその全てが不存在であることなどあってはならなくとも信じられない。県民・市民生活に直結し極めて重大な影響を及ぼす本件延伸計画にあってなくてはならない必要な当該公文書が作成されてないことなど、決して許されるものではない。当該公文書の早急な開示を強く求めるものである。」と主張しているが、不開示の理由については、上記3で説明したとおりである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成20年5月7日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の不存在について

(1) 本件決定1について

ア 当審査会において、モノレール事業に係る和解調書及び事務引継ぎに関する覚書を見分したところ、モノレール事業に係る県の関与については、以下のとおり確認することができた。

(ア) モノレール事業については、県及び千葉市の共同事業を解消して事業主体は千葉市とすることを確認し、昭和55年4月1日付けの基本協定を平成18年3月31日をもって合意解除するなどの事項について、同年3月28日に裁判所において和解が成立している。

(イ) この和解に伴い、これまでの県及び千葉市の共同事業を解消するにあたり、モノレール事業の事務引継ぎとして、「モノレールの延伸計画をはじめとする事業の推進及び運営に、県は関わらないものとする。」「千葉市が施行主体として進めるモノレール延伸計画について、軌道法の特許の取得や都市計画変更等の手続き、国等の関係機関との協議・調整及び延伸ルート上にある県所有地の無償貸付等について千葉市の事業推進の観点から側面支援するものとする。」などの基本的事項を定めた覚書を平成18年3月31日に締結している。

イ また、実施機関に確認したところ、延伸に関して千葉市と県職員で行った協議は、モノレール事業を千葉市に引き継いだ平成18年度以降において、平成19年9月26日、同年12月3日、同月26日及び平成20年1月8日の4回の協議（以下「本件協議」という。）が行われているが、いずれも千葉市からの依頼により、千葉市の延伸計画の延伸ルート上にある県の施設の関係課に対して、延伸計画及び延伸ルートの説明及び確認を行

うため、各担当者を参集して行われたものであるとのことである。

なお、モノレール事業に係る県の関与については、上記ア(イ)のとおり事業の推進及び運営に県は基本的に関わらない立場にあるが、覚書により側面支援を行う役割があり、本件協議は、千葉市が県の施設の関係課に対して延伸計画及び延伸ルートの説明等のための担当者間での打合せとして行われたものであるから、その招集については電話による日程調整のみで行い、開催通知等は互いに作成していないということであった。

ウ 当審査会において、念のため事務局職員をして確認させたところ、実施機関が保有する関係簿冊からは、本件協議の資料及び打合せ記録の存在は確認できたものの、本件協議の開催に至る経緯の分かる行政文書の存在を確認することはできなかった。

エ 上記のことから、請求1に係る行政文書を保有していないとする実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

(2) 本件決定2について

実施機関は、対象文書の特定にあたって、景観上の問題についての協議は行わなかったことから、請求2に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

ア 請求2の行政文書開示請求書の「開示請求する行政文書の件名または内容」欄には、「延伸ルートは県立中央図書館上を通過し県有地を横断する等、景観上多くの問題を含むことも明らかになった この千葉市の提案を受けての貴職の対応に関する以下の情報 5. 県庁職員間での協議を開催するまでの経緯の分かる文書(起案書を含む)」とあり、請求2の趣旨は、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議を開催するまでの経緯の分かる文書の開示を求めているものと思料される。

イ 実施機関は、景観上の問題についての協議は行わなかったことを理由として行政文書は存在しないと説明しているが、「景観上多くの問題を含む」というのは異議申立人の主張であって、請求2は、上記アのとおり景観上の問題についての協議に限定したものであるとは解されず、対象文書の特定についての実施機関の判断は適当であるとは認められない。

ウ 実施機関に確認したところ、上記(1)イのとおり本件協議は、千葉市の説明により関係課の担当者としての意見を打ち合わせたものにすぎず、また、側面支援を除きモノレール事業の推進及び運営に県は関わらない立場にあるため、延伸計画の提案に対応して県の職員間で協議は行っていないことから、請求2に係る行政文書を保有していないということであった。

エ 当審査会において、念のため事務局職員をして確認させたところ、実施機関が保有する関係簿冊からは、本件協議の資料及び打合せ記録の存在は確認できたものの、千葉市の提案に対応して行われた県の職員間での協議に係る行政文書及び当該協議を開催するまでの経緯の分かる行政文書の存在を確認することはできなかった。

オ よって、対象文書の特定について、景観上の問題についての協議に限定せず広く解釈したとしても、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議はないということから、請求2に係る行政文書を保有していないと

いう結論に変わりはない。

(3) 本件決定3及び本件決定4について

実施機関は、対象文書の特定にあたって、景観上の問題についての協議は行わなかったことから、請求3及び請求4に係る行政文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

ア 異議申立人は、本件請求の際に8件にわたる一連の開示請求を行っており、請求内容は以下のとおりである。

「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会（千葉市都市交通課職員による出前講座）において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。この協議に関する以下の情報

1. 協議開催に至る経緯の分かる文書
2. 協議で用いられた全ての情報
3. 協議における発言を録取した磁氣的記録
4. 協議における発言を記した会議録」

「裏面記載の千葉都市モノレールの学習会（千葉市都市交通課職員による出前講座）において、出席した職員は延伸に向けて貴職配下の職員と協議していると明言した。また延伸ルートは県立中央図書館上を通過し県有地を横断する等、景観上多くの問題を含むことも明らかになった。この千葉市の提案を受けての貴職の対応に関する以下の情報

5. 県庁職員間での協議を開催するまでの経緯の分かる文書（起案書を含む）
6. 協議で用いられた全ての情報
7. 協議における発言を録取した磁氣的記録
8. 協議における発言を記した会議録」

イ 上記アの請求内容の、6. から8. までについては、2. から4. までの「協議で用いられた全ての情報」「協議における発言を録取した磁氣的記録」「協議における発言を記した会議録」と同じ記載であることを考慮すると、5から8については、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議に関する情報についてを意図しているものであると解することが自然である。

よって、請求3の「6. 協議で用いられた全ての情報」及び請求4の「8. 協議における発言を記した会議録」の趣旨は、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議に関する情報の開示を求めているものと思料される。

ウ 実施機関は、景観上の問題についての協議は行わなかったことを理由として行政文書は存在しないと説明しているが、「景観上多くの問題を含む」というのは異議申立人の主張であって、請求3及び請求4は、上記イのとおり景観上の問題についての協議に限定したものであるとは解されず、対象文書の特定についての実施機関の判断は適当であるとは認められない。

エ 実施機関に確認したところ、延伸に関して千葉市と県職員で行った協議は、上記(1)イのとおり本件協議のみであり、本件協議に関する情報は、異議申立人が本件請求と同時に行った行政文書開示請求に対して、協議の資

料及び打合せ記録を部分開示決定しており、特定した行政文書のほかには延伸に関しての協議はなく、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議についても上記(2)ウのとおり行っていないということであった。

オ また、上記(2)エのとおり千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議に係る行政文書の存在を確認することはできなかった。

カ よって、対象文書の特定について、景観上の問題についての協議に限定せず広く解釈したとしても、千葉市の提案に対応して行った県の職員間での協議はないということから、請求3及び請求4に係る行政文書を保有していないという結論に変わりはない。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は、結果として妥当である。

5 附言

本件決定2ないし本件決定4に係る実施機関の対象文書の特定については不十分なものであったといわざるを得ない。

実施機関においては、請求内容を安易に解釈することなく、必要に応じて請求人に確認を行い、請求の趣旨を十分理解した上で対象文書の特定に努めるよう望むものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 3. 27	諮問書の受理
21. 5. 18	実施機関の理由説明書の受理
22. 3. 25	審議 実施機関から不開示理由の聴取
22. 4. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成22年4月27日現在)